

決 定 要 旨

被 審 人 (本店) 東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号
(商号) エムスリー株式会社
(旧商号ソネット・エムスリー株式会社)

上記被審人に対する平成 22 年度 (判) 第 35 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 12,000,000 円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 3 月 22 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 1 月 19 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

(別紙 1) 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実
金融商品取引法 178 条第 1 項第 4 号に該当

被審人は、東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号に本店を置き、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 8 月 7 日	第 10 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 6 月 30 日 の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純 損益が▲249 百 万円であると ころを 614 百 万円と記載	・のれんの過大 計上による損 失の過少計上
2	平成 21 年 11 月 12 日	第 10 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 9 月 30 日 の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純 損益が 113 百 万円であると ころを 1,187 百万円と記載	・のれんの過大 計上による損 失の過少計上 等
3	平成 22 年 2 月 10 日	第 10 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 12 月 31 日 の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純 損益が 945 百 万円であると ころを 1,905 百万円と記載	・のれんの過大 計上による損 失の過少計上 等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
4	平成22年 6月22日	第10期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成21年4月1日 ～平成22年3月31日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が1,938百万円であると ころを2,956百万円と記載	・のれんの過大計上による損失の過少計上
5	平成22年 4月30日	第10期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書	平成21年4月1日 ～平成21年6月30日 の第1四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が▲249百万円であると ころを当初の614百万円から 訂正せず	・のれんの過大計上による損失の過少計上
6	平成22年 4月30日	第10期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書	平成21年4月1日 ～平成21年9月30日 の第2四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が113百万円であると ころを1,125百万円と記載	・のれんの過大計上による損失の過少計上
7	平成22年 4月30日	第10期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書	平成21年4月1日 ～平成21年12月31日 の第3四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が945百万円であると ころを1,959百万円と記載	・のれんの過大計上による損失の過少計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

(別紙2) 法令の適用

別紙1の表に掲げる事実につき

番号1、同2及び同3

金融商品取引法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号4

金融商品取引法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号1、同2、同3及び同4は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、金融商品取引法第185条の7第6項を適用する。

番号5、同6及び同7

金融商品取引法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第4項、第7条

番号5、同6及び同7は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、金融商品取引法第185条の7第6項を適用する。

○ (別紙3) 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

番号1、同2、同3及び同4

金融商品取引法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第10期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 1 四半期報告書	4,823,784 円
第 2 四半期報告書	4,940,792 円
第 3 四半期報告書	4,739,813 円
有価証券報告書	4,851,686 円

が

6,000,000 円

を超えないことから、

第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である
3,000,000 円

第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である
3,000,000 円

第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である
3,000,000 円

同有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 1 四半期報告書、第 2 四半期報告書、第 3 四半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 10 期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号 5、同 6 及び同 7

金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 1 四半期報告書の訂正報告書、第 2 四半期報告書の訂正報告書及び第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 1 四半期報告書の訂正報告書	4,823,784 円
第 2 四半期報告書の訂正報告書	4,940,792 円
第 3 四半期報告書の訂正報告書	4,739,813 円

が

6,000,000 円

を超えないことから、

第 1 四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 2 四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 3 四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

となるが、第 1 四半期報告書の訂正報告書、第 2 四半期報告書の訂正報告書及び第 3 四半期報告書の訂正報告書が、いずれも第 10 期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

第 1 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

第 2 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

[注] 被審人は、課徴金の減額に係る報告書を平成 22 年 4 月 28 日に提出して

いるが、当該報告書には、別紙1の表に記載するのれんの過大計上に係る虚偽記載の内容が具体的に記載されていないことから、課徴金は減額されない。